

## 令和 8 年度第 1 回旭川市地域公共交通会議開催に係る予算繰越について

## 1 予算繰越

旭川市地域公共交通会議事務処理規程第 9 条第 6 項の規定により、令和 8 年度第 1 回旭川市地域公共交通会議開催に当たり必要な経費について、本年度予算から繰り越して対応する。

抜粋) 旭川市地域公共交通会議事務処理規程第 9 条第 6 項  
交通会議の予算等について総会の議決前であっても執行することがやむを得ない経費は、あらかじめ総会で承認を得るか、前年度の繰越金予定額の範囲内で執行できることとする。

## 2 繰越額

繰越額 150,000円 (市外構成員の旅費・事務費、会議室使用料)